

○使用料等一覧（平成30年9月現在）

(1) 都市公園（船橋市都市公園条例）

①公園施設（便益施設等）の設置管理

区分	単位	金額
公園施設を設置する場合	1平方メートル 1月	200円以内
公園施設を管理する場合		そのつど市長が別に定める。

※表中の金額に消費税相当額（100分の8を乗じて得た額）を加算した額が使用料となります。

②公園内行為（撮影、イベント実施等）

区分	単位	金額
広告、宣伝、放送その他これらに類する行為	1回につき2時間	6,500円
行商、募金その他これらに類する行為	1人につき1日	260円
	1平方メートルにつき1日	80円
業として行う写真の撮影	常時 写真機1台につき1月	2,600円
	臨時 写真機1台につき1日	260円
業として行う映画の撮影	1回につき2時間	2,600円
興行	1平方メートルにつき1日	15円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること	1平方メートルにつき1日	3円

※表中の金額に消費税相当額（100分の8を乗じて得た額）を加算した額が使用料となります。

(2) 運動広場（船橋市行政財産使用料条例）

①土地を使用する場合

市長が算定した当該土地の価格に1,000分の3を乗じて得た額

②建物を使用する場合

当該建物及びその敷地について、それぞれ次により算定した額を合計した額に、その額に100分の8を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加えた額

- ・市長が算定した建物の価格に1,000分の5を乗じて得た額
- ・建物の敷地に相当する面積の土地について、②により算定した土地の使用料に相当する額

③建物の一部を使用させる場合

②の規定により当該建物及びその敷地についてそれぞれ算定した額を合計した額に当該建物の延べ面積に対する使用面積の割合を乗じて得た額に、その額に100分の8を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加えた額

※①～③すべて月額となります。